資料７

関係法令等（抜粋）

道路運送法

（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

（有償運送）

第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一　災害のため緊急を要するとき。

二　市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法 （平成十年法律第七号）第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三　公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条　自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第七十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）

三　路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項

四　運送しようとする旅客の範囲

２　前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第七十九条の三　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下

「登録簿」という。）に登録しなければならない。
一　前条第一項各号に掲げる事項
二　登録年月日及び登録番号
２　国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
３　国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（業務の停止及び登録の取消し）
第七十九条の十二　国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。
一　この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。
二　不正の手段により第七十九条の登録、第七十九条の六第一項の有効期間の更新の登録又は第七十九条の七第一項の変更登録を受けたとき。
三　第七十九条の四第一項第一号、第三号、第四号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。
四　第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。
２　第七十九条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（登録の拒否）
第七十九条の四　国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
一　申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。
二　申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。
三　申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。
四　申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。
五　申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。
六　申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、

自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

道路運送法施行規則（抜粋）

（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）
最終改正：平成二七年三月三一日国土交通省令第二一号

（法第七十八条第二号の者）

第四十八条　法第七十八条第二号 の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一　一般社団法人又は一般財団法人

二　地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項 に規定する認可地縁団体

三　農業協同組合

四　消費生活協同組合

五　医療法人

六　社会福祉法人

七　商工会議所

八　商工会

九　営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第七十九条の四第一項第一号 から第三号 までのいずれにも該当しない者であるもの

（自家用有償旅客運送）

第四十九条　法第七十八条第二号 の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一　市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）

二　特定非営利活動促進法 （平成十年法律第七号）第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法 （平成十二年法律第十五号）第二条第一項 に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。）

三　特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法 （昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項 に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（次項第三号において「身体障害者等」という。）であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ　身体障害者福祉法 （昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条 に規定する身体障害者

ロ　介護保険法 （平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項 に規定する要介護認定を受けている者

ハ　介護保険法第十九条第二項 に規定する要支援認定を受けている者

ニ　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

２　当該区域又は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情

があることを当該区域又は地域を管轄する市町村長が認めた場合には、次の各号に掲げる運送を行う者は、それぞれ、当該各号に定める旅客の運送を行うことができる。
一　前項第一号に掲げる運送を行う者　当該区域への来訪者又は当該区域の滞在者
二　前項第二号に掲げる運送を行う者　当該地域への来訪者又は当該地域の滞在者のうち当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者（同号の同伴者を除く。）
三　前項第三号に掲げる運送を行う者　身体障害者等のうち第五十一条の二十五の名簿に記載されていない者及びその付添人

（申請書に添付する書類）
第五十一条の三　法第七十九条の二第一項 の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第二号及び第九号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）
二　路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図
三　法第七十九条の四第一項第一号 から第四号 までのいずれにも該当しない旨を証する書類
四　市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類
五　公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調つていることを証する書類
六　自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
七　自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類
八　福祉自動車（第四十九条第三号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類
九　第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
十　第五十一条の二十に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
十一　第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
十二　第五十一条の二十二に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
十三　公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

（法第七十九条の四第一項第五号 の合意していないとき）
第五十一条の七　法第七十九条の四第一項第五号 の合意していないときとは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二 の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は

協議会において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つていないときとする。

（旅客の名簿）

第五十一条の二十五　公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一　氏名

二　住所

三　福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由

四　その他必要な事項